

生かしてます あなたの税

消防団車両を2台更新

消防団は、大規模災害時を始めとして、地域の安全確保のために大きな役割を果たしています。

現在、八潮市消防団は3分団19部、団員総数219人で消防ポンプ自動車4台、全自動小型動力ポンプ付き積載車15台が市内19カ所の器具置場に配置されています。

平成20年度は、第2分団第2部(潮止地区)、第3分団第2部(八幡地区)の2台の全自動小型動力ポンプ付き積載車を更新し、消防力の強化を図りました。

今後とも消防職員、消防団員が協力して市民の生命、身体、財産を災害から守るべく努めていきます。



全自動小型動力ポンプ付き積載車は、2台で約16,700千円。市民1人当たり換算すると約207円となります。
※平成20年9月1日の人口80,795人を基準に算出。

※地域住民の安心・安全を守る消防団員を募集しています。

平成20年度全国統一防火標語

『火のしまつ 君がなくて 誰がする』

消防本部総務課 ☎351



全体交流会

※入会説明会に参加する際、おむね生後1歳から就学前までのお子さんをお預かりします。(要事前予約、先着順6人)

※入会説明会の申し込みは、開催日

依頼会員…お子さんを預かってほしい方
提供会員…お子さんを預かってくださる方
両方会員…依頼提供会員の両方の登録をした方

ファミリィ・サポート・センターは、保護者が仕事などで保育所や児童のお迎えができない場合などに会員が代わりにお迎えに行ったり、保護者が迎えに来るまで預かったりして、子育て世帯をお手伝いするものです。
ぜひ、会員になって、地域のお子さんがある家庭をサポートしてください！

生涯学習・まちづくりQ&A

地域の子育てを応援するファミリィ・サポート・センター④

Q. ファミリィ・サポート・センターのしくみなどについて詳しく知りたいのですが？

A. 入会説明会にご参加ください。センターのしくみなどについて詳しく説明します。

●入会説明会

日 時	場 所
11月14日(金) 午前10時～11時	八條公民館 会議室

※入会説明会はファミリィ・サポート・センター内でも随時開催しますので、センター事務局へお問い合わせください。

の3日前までに、センター事務局へ。

Q. 会員同志でふれあう場がありますか？

A. 毎年、会員同士の交流を図るため、依頼会員、提供会員、両方会員を対象とした全体交流会を実施しています。

全体交流会に参加してみたい方は、センター事務局へお問い合わせください。

●全体交流会

日 時	場 所
11月29日(土) 午前10時～正午	文化スポーツセンター

※入会説明会に参加する際、おむね生後1歳から就学前までのお子さんをお預かりします。(要事前予約、先着順6人)



こちろろ教育委員会

きめ細やかな教育を推進

市では、小・中学校の教職員が一体となり、9年間を見通したきめ細やかな学習指導、生徒指導、教育相談等を実施しています。その中で、児童生徒一人ひとりが興味・関心に応じた学習を進められるように、市独自で学生ボランティア補助教員や



指導課 ☎358

地域の人材の活用を行っています。現在、全小中学校で保護者や地域の方々、学生ボランティア延べ600人の方々に参加していただいています。さらに、地域社会との連携を促進し、教育活動の充実を図るために、学校教育の補助をしていただける方を募集(登録制)します。
※登録は、随時行っています。

いっしょの知識 新聞購読契約を中途解約したい

【事例1】(50代 男性)
父が2年前に購読契約をした新聞の配達が始まる。契約時は健康だったが、高齢者福祉施設に入居することになり必要なくなった。解約を申し入れたら「サービス品を渡してある、拡張員にも金を払ってある」と受け付けてくれない。

この場合は販売店との話し合いになり、解約料や景品相当額の返金を請求される場合があるので、契約の際慎重に対応する必要があります。

【事例2】(20代 女性)
今年1月から1年分の新聞購読契約を2年前に取り交わして購読しているが、今月でやめたいと販売店に申し入れたが拒否された。契約時は「いつでもやめていい」と言われた。

1 長期間の購読や数年後の購読は、契約前によく考えましょう。
「〇年先から〇年間」のような契約は事情が変わって購読できなくなることもあるので、強く勧誘されても不要ならさっぱり断りましょう。

新聞の訪問販売は特定商取引法により「契約書を受け取った日から8日以内」であればクーリング・オフをすることが出来ます。しかし、クーリング・オフ期間を過ぎてからの中途解約に関する規定はなく、いったん契約すると消費者側にも契約した責任が生じます。引越などで、契約した販売店から配達を受けられないなどの特別な事情がない限り一方的に購読をやめることはできません。

2 大事なことは契約書面で取り交わしておきましょう。
「いつでもやめていい」と言われて契約したとしても、それが書面で残っていない場合は証明することが難しくトラブルになりがちです。大事なことは書面に残り、書面を受け取った大切に保管しておきましょう。

3 契約書面の内容をよく確認しましょう。

購読期間を定めていない契約であればいつでも解約できますが、通常は3カ月間や1年間など一定の購読期間を定めて契約します。

このときの契約書面に「契約期間満了前に購読を継続する、しないの意思表示をすること」という旨が記載されていることもあります。継続しないと申し出なかったために引き続き配達されている場合は「期間の定めのない契約」となり、いつでも解約できますが、解約すると購読料金を日割りで精算することになります。

なお、書面が渡されていない場合や購読料金などの重要事項が記載されていない場合は、契約書を受け取った日から8日を経過してもクーリング・オフができる場合があります。また、無理やり契約をさせられたとしてもクーリング・オフ期間を過ぎても消費者契約法による契約取り消しを主張することも出来ます。

市消費生活相談は、月・火・水・木曜日(祝日の場合はその翌日)、午前10時から正午、午後1時から4時まで、市役所3階消費生活相談室で行っています。

県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999

登録種別	勤務形態、勤務条件等
地域の 人材活用	○活動は随時。小・中学校の学習支援・生徒指導や部活動等の補助を行う。 ○謝礼金、1回につき3,000円。 ○特に資格は不要。学校の教育活動に協力していただける方。また、帰国児童生徒や外国人児童生徒の支援に携わっていただける方。
学生 ボランティア 補助教員	○活動は随時。小・中学校の学習指導・生徒指導や部活動等の補助を行う。 ○謝礼金は、1回(半日程度)につき2,200円。 ○特に資格は不要。大学や専門学校等に在籍し、将来教育に関する仕事を志す学生。

BOOKS 図書館だより

八幡 ☎995-6215
八條 ☎994-5500

新しく入った両館所蔵の資料の一部を紹介いたします。

■一般書

- 「奇天烈食堂楽」 村松 友規 著
- 「c tの深い川の町」 岡崎 祥久 著
- 「テルちゃん」 玄術 宗久 著
- 「心齋不覚の筆禍」 佐藤 雅美 著
- 「気をつけ、礼」 重松 清 著
- 「スヌスムムリクの恋人」 野島 伸司 著



■児童書

- 「水はめぐる」 ロシエル・ストラウス 著
- 「地下の活用がよくわかる事典」 あおやま やすし 著
- 「おにいちゃん」 ごとう りゅうじ 著
- 「ひとりぐらんどおぼけアパート」 さいとろ ひろし 著
- 「ぼくのじかん」 ラニ・ヤマモト 著



■休館日のお知らせ
八幡・八條図書館(館内整理日)
10月31日(金)
八條図書館のみ(特別整理期間)
10月20日(月)～24日(金)